小菅村リフレッシュふるさと推進モデル施設
寺子屋自然塾・そば体験施設
指定管理業務に係るリスク分担表

１　基本的な考え方

本表は、寺子屋自然塾及びそば体験施設の指定管理業務を実施するに当たり、村と指定管理者の双方が適切にリスクを分担するための基本的な考え方を示すものです。具体的な取扱いについては、指定管理者との基本協定及び年度協定に定めるものとします。

指定管理者負担を基本とする事項であっても、村の責めに帰すべき事由により発生した場合は村の負担とするなど、原因者負担の原則を基本とします。

２　リスク分担表

リスク項目	内容	村	指定管理者	備考
施設・設備の日常管理	日常的な点検、清掃、軽微な修繕等	－	◎	指定管理者
施設・設備の大規模修繕	経年劣化等による大規模修繕	◎	協議	事前に村と修繕内容に応じて協議
指定管理者の故意・過失による損傷	管理上の不備等による施設・設備の損傷	－	◎	指定管理者の責任で原状回復
施設の瑕疵	設計・施工上の瑕疵、隠れた瑕疵等	◎	－	指定管理者に故意・過失がある場合を除く
物価・人件費の大幅な変動	物価、燃料費、光熱水費、人件費等の著しい変動	協議	協議	通常変動は指定管理者
利用者数・売上の増減	利用者数等が計画を下回ることによる収入減	－	◎	経営上のリスク
事業収支の赤字	指定管理者の事業運営による赤字	－	◎	原則として指定管理者
自主事業の収益・損失	指定管理者が提案・実施する自主事業	－	◎	自主事業
食品衛生・食品事故	食品加工・そば体験等に伴う食中毒、異物混入等	－	◎	衛生管理・保険加入等を実施

食品表示・製造物責任	販売商品の表示、品質管理、事故等	―	◎	指定管理者が責任を負う
許認可等	食品加工、飲食、宿泊等に必要な許認可	―	◎	指定管理者が取得・維持
火災・利用者事故	管理運営中の火災、利用者の事故等	協議	協議	原因・過失等を踏まえて決定
第三者への損害賠償	管理運営上の事故等による第三者への損害	協議	協議	原因・過失等を踏まえて決定
自然災害	地震、風水害、土砂災害、雪害等	◎	協力	初動対応・報告は指定管理者
感染症等	感染症等による休館・利用減少等	協議	協議	関係機関の要請等を踏まえる
停電・断水等	停電、断水、通信障害等	協議	協議	原因に応じて決定
臨時休館	修繕、災害、安全確保等による休館	◎	協力	利用者への周知等は指定管理者
指定管理者の責めによる休館	管理不備等による休館	―	◎	損害等を含む
個人情報・予約情報	漏えい、紛失、不正利用等	―	◎	関係法令を遵守
人材確保・労務管理	採用、配置、退職、賃金、労働関係法令等	―	◎	指定管理者
指定管理者の経営悪化・倒産	経営破綻等による管理継続困難	協議	◎	必要に応じて指定取消し等
指定期間終了時の引継ぎ	次期指定管理者等への引継ぎ	◎	◎	双方協力
原状回復	指定期間終了時の施設・設備の原状回復	協議	◎	指定管理者の責めによる損傷は指定管理者
不可抗力による事業停止	大規模災害等による長期間の事業停止	協議	協力	費用負担等は協議

３　記号の意味

◎：原則として当該リスクを負担する者

協議：発生原因、影響の程度、双方の責任等を踏まえ、村と指定管理者が協議して決定

協力：指定管理者が初動対応、関係者への連絡、利用者対応その他必要な業務に協力すること。

－：原則として負担しない